開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月 10 日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第21号

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年開成町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（技術管理者の資格） 第16条　法第21条第３項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。 （１）～（５）（略） （６）　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （７）　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化	（技術管理者の資格） 第16条　法第21条第３項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。 （１）～（５）（略） （６）　学校教育法に基づく短期大学＿＿＿

改正後	改正前
学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、５年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （８）～(11)　(略)	学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （８）～(11)　(略)

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後

別表（第13条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	手数料
１　し尿	（１）　一般家庭及びこれらに準ずるものから排出されるもので人員によるもの（定額制） （２）　前号の定額制によることが著しく実情にそぐわないと町長が認めるもの（従量制）	１人につき　月額　490円 36リットルにつき　490円
(略)		(略)
３　ごみ等の一般廃棄物	（１）　町が許可する一般廃棄物収集運搬業者が収集するもので足柄西部清掃組合において処理するもの （２）　(略) （３）　(略)	１キログラム　25円 (略) (略)

備考

（１）　ごみ等の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が１キログラム若しくは１立方メートル未満の端数があるときは、その数を１キログラム又は１立方メートルとして計算する。

改正前

別表（第13条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	手数料
１　し尿	（１）　一般家庭及びこれらに準ずるものから排出されるもの	１人につき　月額　360円

	で人員によるもの（定額制） （２） 前号の定額制によることが著しく実情にそぐわないと町長が認めるもの（従量制）	36リットルにつき　360円
(略)		(略)
３　ごみ等の一般廃棄物	（１） 町が許可する一般廃棄物収集運搬業者が収集するもので足柄西部清掃組合において処理するもの （２） (略) （３） (略)	１キログラム　15円 (略) (略)

備考

（１） ごみ等の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が１キログラム若しくは１立方メートル未満の端数があるときは、その数を１キログラム又は１立方メートルとして計算する。

附　則

(施行期日)

１　この条例は令和９年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例による改正後の開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。